

2 がん対策について

兵庫県内のがん診療連携拠点病院の指定状況等 (R2. 4. 1)

1 がん診療連携拠点病院等

二次医療圏	がんの医療圏	兵庫県内のがん診療連携拠点病院等 (※1)		
		国指定拠点病院 (16)	県指定拠点病院 (9)	準じる病院 (※2) (21)
神戸	神戸	<ul style="list-style-type: none"> 神戸大学医学部附属病院 神戸市立医療センター中央市民病院 神戸市立西神戸医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 神鋼記念病院 神戸医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 神戸中央病院 川崎病院 神戸市立医療センター西市民病院 神戸海星病院 神戸労災病院 済生会兵庫県病院 新須磨病院 神戸赤十字病院 甲南医療センター
阪神	阪神南	<ul style="list-style-type: none"> 関西労災病院 兵庫医科大学病院 	<ul style="list-style-type: none"> 県立尼崎総合医療センター 県立西宮病院 西宮市立中央病院 	<ul style="list-style-type: none"> 明和病院 市立芦屋病院
	阪神北	<ul style="list-style-type: none"> 近畿中央病院 市立伊丹病院 	<ul style="list-style-type: none"> 宝塚市立病院 	<ul style="list-style-type: none"> 三田市民病院 市立川西病院 兵庫中央病院
東播磨	東播磨	<ul style="list-style-type: none"> 県立がんセンター 加古川中央市民病院 	<ul style="list-style-type: none"> 県立加古川医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 明石医療センター 明石市立市民病院 高砂市民病院
北播磨	北播磨	<ul style="list-style-type: none"> 市立西脇病院 	<ul style="list-style-type: none"> 北播磨総合医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 市立加西病院
播磨 姫路	中播磨	<ul style="list-style-type: none"> 姫路赤十字病院 姫路医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 製鉄記念広畑病院 	<ul style="list-style-type: none"> 姫路中央病院 姫路聖マリア病院
	西播磨	<ul style="list-style-type: none"> 赤穂市民病院 		
但馬	但馬	<ul style="list-style-type: none"> 公立豊岡病院 		<ul style="list-style-type: none"> 公立八鹿病院
丹波	丹波	<ul style="list-style-type: none"> 県立丹波医療センター 		
淡路	淡路	<ul style="list-style-type: none"> 県立淡路医療センター 		

(※1) 診療報酬上認められた病院 (計画策定病院) 計 46 病院

(※2) 兵庫県保健医療計画に記載の「専門的ながん診療の機能を有する医療機関」のうち兵庫県がん診療連携協議会の取組に同意を頂いた医療機関 22 病院

なお、兵庫県保健医療計画における「専門的ながん診療の機能を有する医療機関」については、医療機関からの申し出に基づき随時更新を行っている。

2 がんの先進的医療に特化した治療を提供している医療機関 (兵庫県保健医療計画に記載)

県立粒子線医療センター

県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター

神戸低侵襲がん医療センター

3 がんゲノム医療拠点病院（国指定）

県立がんセンター
神戸大学医学部附属病院
兵庫医科大学病院

4 がんゲノム医療連携病院（がんゲノム医療中核拠点病院、又はがんゲノム医療連携病院指定）

神戸市立医療センター中央市民病院（京都大学医学部附属病院指定）
関西労災病院（大阪大学医学部附属病院指定）
姫路赤十字病院（岡山大学病院指定）
県立こども病院（神戸大学医学部附属病院指定）

5 小児がん拠点病院（国指定）

県立こども病院

6 近畿ブロック小児がん連携病院（近畿ブロック小児がん医療提供体制協議会指定）

（1）地域の小児がん診療を行う連携病院

神戸大学医学部附属病院
兵庫医科大学病院
県立尼崎総合医療センター

（2）特定のがん種等についての診療を行う連携病院

県立がんセンター
県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター

（3）小児がん患者等の長期の診療体制の強化のための連携病院

神戸市立西神戸医療センター
明石市立市民病院
加古川中央市民病院
北播磨総合医療センター
姫路赤十字病院

令和2年度当初予算について

－ がん対策体系図 －

当初予算額(単位:千円)
令和2年度 令和元年度

推進体制の整備		令和2年度	令和元年度
対がん戦略部会等の運営 ・がん診療連携推進専門委員会 ・造血幹細胞移植対策推進専門委員会		356	354
がん予防の推進			
生活習慣改善の推進	健康づくりチャレンジ企業支援制度利用促進事業	1,478	10,815
	いずみ会による食生活改善活動の実施	2,633	2,633
	食の健康協力店制度の推進	243	471
たばこ対策の充実	受動喫煙対策等推進事業	15,311	20,656
感染症に起因するがん対策の推進	健康福祉事務所で肝炎ウイルス検査等の実施	432	536
	医療機関での肝炎ウイルス検査の実施	4,669	4,135
	肝炎ウイルス初回精密検査の実施	1,192	1,168
全国がん登録等の推進	③ 肝炎ウイルス定期検査の実施	983	400
	全国がん登録等推進事業の実施	17,787	17,289
早期発見の推進			
検診機会の確保と受診環境の整備	(国保調整交付金) 集団検診車整備事業	39,921	114,423
	企業におけるがん検診受診促進事業	35,469	35,469
	③ がん検診等研修事業(がん検診受診率向上に向けた普及啓発・体制の整備)	782	580
	特定健診・がん検診受診体制の整備	718	420
適切ながん検診の実施	③ 子宮頸がん検診広域化による受診率の向上促進	6,000	0
	がん検診の精度管理	845	950
	がん検診等研修事業(胃がん検診従事者研修)	1,261	1,391
医療体制の充実			
個別がん対策の推進	肝炎対策協議会の運営	138	136
	肝疾患診療連携拠点病院の機能強化	2,420	2,422
	インターフェロン等医療費の助成	516,476	578,717
	肝がん・重度肝硬変患者入院医療費の助成促進	93,235	93,000
	がん検診等研修事業(地域肝炎対策支援体制の構築)	817	817
	アスベスト健康管理支援事業	40	42
	③ 若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業	2,000	0
	③ AYA世代に対する陽子線治療費の減免	—	0
医療体制の強化	③ 粒子線治療資金貸付制度の所得制限の撤廃	—	0
	③ がん診療連携拠点病院の機能強化	80,000	72,000
	③ 県指定がん診療連携拠点病院支援事業 がん検診等研修事業(胃がん検診従事者研修) <再掲>	2,000 1,261	1,000 1,391
がん患者の療養生活の質の維持向上	緩和ケア研修の実施(がん診療連携拠点病院機能強化事業で実施)		
	在宅医療充実強化推進事業	82,389	82,339
	在宅医療地域ネットワーク整備事業	25,750	57,883
	在宅歯科医療推進事業	28,790	29,700
	訪問薬剤管理指導推進事業	5,607	5,605
	在宅看護体制機能強化事業	69,987	69,949
	在宅介護緊急対策事業	340,620	169,179
若年者の在宅ターミナルケア支援	3,000	3,000	
がん患者を支える社会の構築			
就労支援体制の構築	三大疾病療養者の治療と仕事の両立支援事業	52,668	58,674
がん教育の推進	がん教育総合支援事業	1,000	1,000
	③ がん検診等研修事業(がん検診受診率向上に向けた普及啓発・体制の整備) <再掲>	782	580

計 1,439,060 1,439,124

事務連絡
令和2年3月30日

国・県指定がん診療連携拠点病院 病院長
がん診療連携拠点病院に準じる病院 病院長
国指定小児がん拠点病院 病院長

様

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課長

兵庫県若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業の実施について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本県のがん対策の推進について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、がん患者の妊孕性の温存を図るため、平成28年1月に、兵庫県産科婦人科学会と兵庫県がん診療連携協議会が共同して「兵庫県がん・生殖医療ネットワーク」を設立し、同年3月から、兵庫医科大学病院を中心に同ネットワークの運用が開始されました。

これまで課題となっていたがん患者の妊孕性温存治療費の助成について、県は、県内市町と協働してその経費の一部を助成する事業を令和2年度から実施することとしました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、事業概要等を送付しますので、お目通し頂くとともに、下記についてご理解、ご協力を賜れば幸いです。

なお、当課から下記の関係機関に別途周知・協力依頼していることを申し添えます。

記

1 添付書類

- (1) 兵庫県若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業について
- (2) 別紙1 治療証明書様式例（妊孕性温存治療実施医療機関用）（参考）
- (3) 別紙2 治療証明書様式例（がん治療実施医療機関用）

2 留意事項

本事業の実施主体は市町です。令和2年3月30日現在、実施する市町は神戸市ほか10市町です。詳細は、別添「兵庫県若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業について」の「5 令和2年度実施市町と申請先」をご参照願います。

3 ご協力賜りたい事項

(1) 事業実施市町所管課のご案内

補助対象者のうち事業実施市町にお住まいの方に、当該市町の所管課に連絡・相談するなどのご助言をお願いします。(申請書類の様式は当該市町のホームページに掲載する予定です。)

(2) 「若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業に係る証明書」への記載

妊孕性温存支援事業を受ける者、あるいは、その保護者から証明書の発行を求められた際には、必要事項をご記載願います。

4 当課から周知・協力依頼している関係機関

(1) 一般社団法人兵庫県医師会

(2) 一般社団法人兵庫県病院協会

(3) 一般社団法人兵庫県民間病院協会

(4) 兵庫県内特定不妊治療指定医療機関

650-8567

神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課

がん・難病対策班 渡邊、西村

電話 078-362-3202

兵庫県若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業について

1 事業概要

治療の影響で、将来の妊娠が見込めなくなるがん患者に対し、患者が将来に希望を持ってがん治療に取り組むことができるよう、妊孕性温存治療に要する経費を助成する。

2 補助対象者

がん治療により、生殖機能が低下又は失う恐れがあると診断された43歳未満の県民

3 所得制限（市によって独自設定をする場合あり。下記「5」参照。）

区分	所得の要件
未婚かつ未成年の場合	妊孕性温存治療を受けた者と生計を一にする親権者全員の所得額の合計が400万円未満
未婚かつ成年の場合	妊孕性温存治療を受けた者の所得額が400万円未満
既婚の場合	妊孕性温存治療を受けた者及びその配偶者の所得額の合計が400万円未満

4 実施主体：市町

5 令和2年度実施市町と申請先

市町名	所管課	電話番号	事業開始予定月等
神戸市	健康企画課	078-322-6517	令和2年4月 ※受付開始は、4月中旬頃
姫路市	保健所予防課がん検診担当	079-289-1555	令和2年4月 ※対象者の所得制限なし
相生市	子育て元気課	0791-22-7168	令和2年4月
豊岡市	健康増進課	0796-24-1127	令和2年4月
赤穂市	保健センター	0791-46-8701	令和2年4月
西脇市	健康課	0795-22-3111	令和2年4月
養父市	健康課	079-662-3167	令和2年7月
多可町	健康課	0795-32-5121	令和2年4月
播磨町	すこやか健康グループ	079-435-2611	令和2年4月 ※対象者の所得制限は、730万円未満
福崎町	健康福祉課	0790-22-0560	令和2年4月
上郡町	保健センター	0791-52-2188	令和2年4月 ※対象者の所得制限なし

※ 実施市町は、令和2年3月30日時点で確実に次年度実施予定の市町のみを記載しています。

令和2年度中に上記以外の市町で事業開始の可能性もあります。

※ 対象者は、がんと診断されてから妊孕性温存治療が終了するまでの間、当該市町に在住している方です。

※ 各市町の申請書類は確定次第、当該市町のホームページに掲載しますので、ご確認願います。

6 補助額

	対象治療	助成額
女性	卵巣組織の凍結	所要額の1/2（上限額300千円）
	卵子、胚の凍結	所要額の1/2（上限額200千円）
男性	精巣内精子の凍結	所要額の1/2（上限額200千円）
	精子の凍結	所要額の1/2（上限額25千円）

7 指定医療機関

妊孕性温存治療の内容	医療機関
精子の採取凍結（手術を伴う場合を含む）	がん治療主治医から紹介を受けた医療機関
卵子、卵巣組織の採取凍結又は胚（受精卵）の凍結	公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適用による未受精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成31年4月改定）」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関

8 その他

- ・補助金申請に際し、医療機関に記載いただきたい様式(例)は、別紙1（妊孕性温存治療実施医療機関用）別紙2（がん治療実施医療機関用）のとおりです。（実施市町において、若干様式が異なる場合があります。）
- ・兵庫県特定不妊治療費助成事業と治療期間が重複する場合、双方での補助申請は認められません。
- ・市町への申請期限は治療終了後、3か月以内です。
- ・患者の状態により医師の判断で妊孕性温存治療を中止した場合、それまでに要した費用を申請することができます。

様式例第6号

(妊孕性温存治療実施医療機関において記載)

(表)

若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業に係る証明書

以下のとおり、ガイドラインに基づき、がん治療により生殖機能が低下する又は失う可能性があるとして診断された者に対し妊孕性温存治療（※1）を実施することについて説明し同意の上治療し、治療費を領収したことを証明します。

年	月	日	医療機関の名称
			医療機関の所在地
			診療科
			妊孕性温存治療主治医氏名 ⑩

妊孕性 温存 治療を 受けた者	ふりがな	
	氏名	
	生年月日・性別	年 月 日生 男 ・ 女
日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解(平成31年4月改定)」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関ですか。		はい ・ いいえ
妊孕性温存治療について紹介を受けたがん主治医が所属する医療機関名と当該医師名		医療機関の名称 () 診療科 () がん主治医の名称 ()
治療方法	I	妊孕性温存治療を実施した場合はこちらに記入してください。 (いずれかの番号に○を付けてください。) 1 精子凍結保存 左記の治療開始日(※2) (年 月 日) 2 精巣内精子採取凍結保存 左記の治療終了日(※3) (年 月 日) 左記の治療中止日 (年 月 日) 実施医療機関()
	II	妊孕性温存治療を実施した場合はこちらに記入してください。 (いずれかの番号に○を付けてください。) 1 受精卵凍結保存 左記の治療開始日(※2) (年 月 日) 2 卵子凍結保存 左記の治療終了日(※3) (年 月 日) 3 卵巣組織凍結保存 左記の治療中止日 (年 月 日) 実施医療機関()
	III	I、II以外で他医療機関依頼、院外処方等がある場合はこちらに御記入ください(※4)。 ただし、貴院にて、20万円(手術を伴わない精子の採取凍結については2.5万円、卵巣組織の採取凍結は30万円)を超えた妊孕性温存治療を実施した場合は、記載する必要はありません。 他医療機関への依頼 あり ・ なし 院外処方 あり ・ なし 医療機関名 依頼内容
領収金額合計		円 (内訳は裏面のとおりに)

※1 生殖機能が低下する又は失われる可能性のあるがん治療に関して精子、卵子又は卵巣組織を採取し凍結保存するまでの一連の医療行為、又は卵子を採取し受精させ胚(受精卵)を凍結保存するまでの一連の医療行為のこと。

※2 精子、卵子又は卵巣組織の採取にかかる治療を開始した日をいう。

※3 精子、卵子、卵巣組織又は胚(受精卵)の凍結保存を行った日をいう。

※4 主治医の治療方針により、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、患者から他の医療機関で治療費として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を裏面に記載。

(裏)

領収金額 内訳

項 目	費 用
精子、卵子、卵巢組織の採取に要した費用（検査や排卵誘発剤代などを含む）	円
胚（受精卵）を凍結保存する場合の受精に要した費用（受精料、培養料など）	円
凍結保存に要した費用（凍結処置料、初回の凍結保存料など（更新料は含まない））	円
その他（ ）	円
その他（ ）	円
その他（ ）	円
合 計	円

領収金額に関する問合せ先	
担当課	
担当者	
電話番号	— —

- 1) 補助の対象となる費用のみを記載してください。
- 2) 補助の対象となる費用は、精子、卵子又は卵巢組織の採取凍結、又は卵子の採取、胚（受精卵）の凍結に要する費用で、当該費用が保険適用外となる場合に限りです。
- 3) 入院費、入院食事代等治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持（2回目以降）に係る費用は対象外です。
- 4) 体調不良などにより医師の判断に基づき、妊孕性温存治療を中止した場合もそれまでに要した妊孕性温存治療に係る費用は補助対象です。
- 5) 主治医の治療方針により、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、患者から他の医療機関で治療費として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。

様式例第 7 号

(がん治療実施医療機関において記載)

若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業に係る証明書

以下のとおり、ガイドラインに基づき、がん治療により生殖機能が低下する又は失う可能性があるとして診断された患者に対するがん治療及び妊孕性温存治療（※1）を実施することについて、説明し同意を受けたことを証明します。

年	月	日	医療機関の名称
			医療機関の所在地
			診療科
			がん治療主治医氏名 ㊟

妊孕性 温存治療 を受ける 者	ふりがな	
	氏名	
	生年月日・性別	年 月 日生 男・女
治療 方法	基礎疾患について	
	基礎疾患名（※2）	左記の診断日 年 月 日 診断医療機関名 ()
	基礎疾患に対する治療のうち、生殖機能を損ねる可能性のある治療と開始（予定）日 (いずれかの番号に○を付けてください。)	
	1 薬物療法	左記の治療開始（予定）日 年 月 日
	2 放射線療法	実施医療機関名
	3 その他	()
()		
妊孕性温存治療実施（予定）医療機関名 ()		
妊孕性温存治療を実施するまでに行われたがん治療		
1 妊孕性温存治療を実施する前にかん治療を行っていない。		
2 妊孕性温存治療を実施する前にかん治療を行ったが、それによる生殖機能への影響は少ないと判断した。		
3 その他 ()		

※1 生殖機能が低下する又は失われる可能性のあるがん治療開始前に精子、卵子又は卵巣組織を採取し凍結保存するまでの一連の医療行為、又は卵子を採取し受精させ胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為のこと。

※2 基礎疾患名の欄には、がんの診断名を記載してください。

個別がん対策の推進

1 〔新規〕 A Y A 世代に対する陽子線治療費の減免

保険適用となっている小児がん（20 歳未満に発症が確認されたがん）に比べて、治療費が高額な先進医療の陽子線治療について、A Y A 世代の方の治療を促進するため、陽子線治療費を減免

○対象者

次のいずれにも該当する方

- ① 国内在住 1 年以上で先進医療の陽子線治療を受ける 20～39 歳の方
- ② 前年の世帯総所得 600 万円以下の世帯に属する方

【参考：陽子線治療費（先進医療）の減免割合・自己負担額】

世帯総所得	減免割合	治療費	減免額	自己負担額
210 万円以下	3/4	2,883,000 円	2,162,000 円	721,000 円
210 万円超 600 万円以下	1/2		1,441,000 円	1,442,000 円

（参考）保険対象となっているがん：小児がん、頭頸部腫瘍、骨軟部腫瘍、前立腺がん
（上記以外のがんは先進医療としての治療となる）

2 〔拡充〕 粒子線治療資金貸付制度の所得制限の撤廃

粒子線治療施設で唯一実施している無利子貸付金制度について、治療を受ける方の経済的負担をさらに軽減するため、所得制限（現行制度：世帯総所得 346 万円）を撤廃

【粒子線治療資金貸付制度の概要】（見直し後）

貸付対象者	国内在住 1 年以上の方 <u>（所得制限なし）</u>
貸付対象費用	粒子線治療料（限度額 2,883,000 円）
利 子	無利子
償還期間	10 年以内

兵庫県がん診療連携協議会会則

(設置)

第1条 がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（平成18年2月1日厚生労働省健発第0201004号）に基づき、兵庫県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）に兵庫県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、がん診療に関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域におけるがん診療連携体制等がん医療に係る情報交換に関すること。
- (2) 兵庫県内の院内がん登録データの分析、評価等に関すること。
- (3) 兵庫県における研修計画、診療支援医師の派遣調整に関すること。
- (4) 地域連携クリティカルパスの整備に関すること。
- (5) その他兵庫県のがん対策推進計画等に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) がんセンターの病院長
- (2) 兵庫県の地域がん診療連携拠点病院（別表）の病院長
- (3) 兵庫県の小児がん拠点病院（別表）の病院長
- (4) 兵庫県医師会長
- (5) 兵庫県歯科医師会長
- (6) 兵庫県薬剤師会長
- (7) 兵庫県看護協会会長
- (8) 兵庫県放射線技師会長
- (9) 兵庫県臨床検査技師会長
- (10) 兵庫県健康福祉部長
- (11) 患者団体代表 若干名
- (12) がんセンターの副院長
- (13) その他がんセンターの病院長が必要と認める者 若干名

2 前項第13号の委員は、がんセンターの病院長が委嘱する。

3 第1項第13号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第13号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、がんセンターの病院長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を出席させることができる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会に、協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 協議会の事務は、兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課及びがんセンターの総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成19年5月19日から施行する。

2 この会則施行後、最初に委嘱される第3条第1項第12号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成20年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年5月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年6月28日から施行する。

附 則
この会則は、平成31年4月11日から施行する。

附 則
この会則は、令和2年2月20日から施行する。

附 則
この会則は、令和2年4月9日から施行する。

別表

兵庫県の地域がん診療連携拠点病院	<ul style="list-style-type: none">○阪 神 ・独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院・兵庫医科大学病院・公立学校共済組合近畿中央病院・市立伊丹病院○神 戸 ・国立大学法人神戸大学医学部附属病院・地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター中央市民病院・地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立西神戸医療センター○東播磨 ・兵庫県立がんセンター・加古川中央市民病院○播磨姫路 ・姫路赤十字病院・独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター・赤穂市民病院○淡 路 ・兵庫県立淡路医療センター○但 馬 ・公立豊岡病院組合立豊岡病院○北播磨 ・西脇市立西脇病院○丹 波 ・兵庫県立丹波医療センター
兵庫県の小児がん拠点病院	○神 戸 ・兵庫県立こども病院

新旧対照表

(現 行)		(改 正 後)	
兵庫県がん診療連携協議会会則		兵庫県がん診療連携協議会会則	
第1条 ～ 第9条 (略)		第1条 ～ 第9条 (略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
		<u>附 則</u> <u>この会則は、令和2年4月9日から施行する。</u>	
別表		別表	
兵庫県の地域がん診療 連携拠点病院	○阪 神 ・独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院 ・兵庫医科大学病院 ・公立学校共済組合近畿中央病院 ・市立伊丹病院 ○神 戸 ・国立大学法人神戸大学医学部附属病院 ・地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター中央市民病院 ・地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立西神戸医療センター ○東播磨 ・兵庫県立がんセンター	兵庫県の地域がん診療 連携拠点病院	○阪 神 ・独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院 ・兵庫医科大学病院 ・公立学校共済組合近畿中央病院 ・市立伊丹病院 ○神 戸 ・国立大学法人神戸大学医学部附属病院 ・地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター中央市民病院 ・地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立西神戸医療センター ○東播磨 ・兵庫県立がんセンター <u>・加古川中央市民病院</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ○播磨姫路 ・姫路赤十字病院 ・独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター ・赤穂市民病院 ○淡 路 ・兵庫県立淡路医療センター ○但 馬 ・公立豊岡病院組合立豊岡病院 ○北播磨 ・西脇市立西脇病院 ○丹 波 ・兵庫県立丹波医療センター
兵庫県の小児がん拠点 病院	<ul style="list-style-type: none"> ○神 戸 ・兵庫県立こども病院

	<ul style="list-style-type: none"> ○播磨姫路 ・姫路赤十字病院 ・独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター ・赤穂市民病院 ○淡 路 ・兵庫県立淡路医療センター ○但 馬 ・公立豊岡病院組合立豊岡病院 ○北播磨 ・西脇市立西脇病院 ○丹 波 ・兵庫県立丹波医療センター
兵庫県の小児がん拠点 病院	<ul style="list-style-type: none"> ○神 戸 ・兵庫県立こども病院

兵庫県がん診療連携協議会幹事会運営要領

(趣旨)

第1条 兵庫県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）会則（平成19年5月19日制定。以下「協議会会則」という。）第7条第2項の規定に基づき、兵庫県がん診療連携協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 幹事会は、協議会を円滑に運営するため、協議会の協議事項に係る調整等を行う。

(組織)

第3条 幹事会は、次に掲げる者（以下「幹事」という。）をもって組織する。

- (1) 協議会会則第3条第1項第12号の者
- (2) がん診療連携拠点病院の病院長の推薦した者
- (3) 小児がん拠点病院の病院長の推薦した者
- (4) 兵庫県健康福祉部長の推薦した者
- (5) 兵庫県医師会長の推薦した者
- (6) 兵庫県指定がん診療連携拠点病院（別表1）の病院長の推薦した者
- (7) がん診療連携拠点病院に準じる病院（別表2）の病院長の推薦した者
- (8) その他協議会議長が必要と認めた者

2 前項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号の者は、兵庫県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）の病院長が任期2年で委嘱し、再任を妨げない。

(幹事長)

第4条 幹事会に幹事長を置き、前条第1項第1号の者をもって充てる。

- 2 幹事長は、幹事会の任務を掌理する。
- 3 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議・報告)

第5条 幹事会は幹事長が幹事を招集して会議を開く。ただし、やむを得ない理由により幹事が会議に出席することができないときは、その代理者を出席させることができる。

- 2 幹事長は、幹事会の開催後速やかにその結果を協議会議長に報告するものとする。

(部会)

第6条 幹事会に、協議会の活動を展開するため、部会をおく。

- 2 部会の名称、担当業務及びがんセンターの支援組織は、別表3のとおりとする。

(部会長等)

第7条 各部会に部会長を置き、幹事長が指名する者をもって充てる。

2 部会員は部会長の推薦に基づき、がんセンターの病院長が指名する。

(事務)

第8条 幹事会及び部会の事務は、兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課及びがんセンターの総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、幹事会及び部会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月17日から施行する。

- 附 則
この要領は、平成26年6月5日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成27年4月16日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成27年9月17日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成28年4月21日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成29年4月20日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成30年2月22日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成30年6月28日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成31年4月11日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和2年2月20日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和2年4月9日から施行する。

別表1

兵庫県指定がん診療連携拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> ○阪 神 ・ 県立尼崎総合医療センター ・ 県立西宮病院 ・ 西宮市立中央病院 ・ 宝塚市立病院 ○神 戸 ・ 神鋼記念病院 ・ 神戸医療センター ○東播磨 ・ 県立加古川医療センター ○播磨姫路 ・ 製鉄記念広畑病院 ○淡 路 ・ ○但 馬 ・ ○北播磨 ・ 北播磨総合医療センター ○丹 波 ・
-----------------	--

別表 2

がん診療連携拠点病院に準じる病院	<ul style="list-style-type: none"> ○阪 神 <ul style="list-style-type: none"> ・明和病院 ・市立芦屋病院 ・三田市民病院 ・市立川西病院 ・兵庫中央病院 ○神 戸 <ul style="list-style-type: none"> ・神戸中央病院 ・川崎病院 ・神戸市立医療センター西市民病院 ・神戸海星病院 ・神戸労災病院 ・済生会兵庫県病院 ・新須磨病院 ・神戸赤十字病院 ・甲南医療センター ○東播磨 <ul style="list-style-type: none"> ・明石医療センター ・明石市立市民病院 ・高砂市民病院 ○北播磨 <ul style="list-style-type: none"> ・市立加西病院 ○播磨姫路 <ul style="list-style-type: none"> ・姫路中央病院 ・姫路聖マリア病院 ○淡 路 <ul style="list-style-type: none"> ・ ○但 馬 <ul style="list-style-type: none"> ・公立八鹿病院 ○丹 波 <ul style="list-style-type: none"> ・
------------------	---

別表 3

部会名称	担当業務
研修・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・抗癌剤治療等の専門医療人の養成 ・研修計画 ・診療支援医師の派遣調整
情報・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供 ・がん医療に関する情報交換
がん登録	<ul style="list-style-type: none"> ・統計 ・県内のがん登録データ分析・評価
緩和ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和医療、ホスピス等との連携体制
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・クリティカルパスの整備 ・地域医療連携の推進

新旧対照表

(現 行)

兵庫県がん診療連携協議会幹事会運営要領

第1条 ～ 第9条 (略)

附 則 (略)

別表 1

兵庫県指定がん診療連携拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> ○阪 神 ・兵庫県立尼崎総合医療センター ・兵庫県立西宮病院 ・西宮市立中央病院 ○神 戸 ・神鋼記念病院 ・神戸医療センター ○東播磨 ・兵庫県立加古川医療センター ・<u>加古川中央市民病院</u> ○播磨姫路 ・製鉄記念広畑病院 ○淡 路 ・ ○但 馬 ・ ○北播磨 ・北播磨総合医療センター ○丹 波 ・
-----------------	---

(改 正 後)

兵庫県がん診療連携協議会幹事会運営要領

第1条 ～ 第9条 (略)

附 則 (略)

附 則

この要領は、令和2年4月9日から施行する。

別表 1

兵庫県指定がん診療連携拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> ○阪 神 ・兵庫県立尼崎総合医療センター ・兵庫県立西宮病院 ・西宮市立中央病院 ・<u>宝塚市立病院</u> ○神 戸 ・神鋼記念病院 ・神戸医療センター ○東播磨 ・兵庫県立加古川医療センター ○播磨姫路 ・製鉄記念広畑病院 ○淡 路 ・ ○但 馬 ・ ○北播磨 ・北播磨総合医療センター ○丹 波 ・
-----------------	--

別表 2

がん診療連携拠点病院に準じる病院

- 阪 神 ・ 明和病院
- ・ 市立芦屋病院
- ・ 三田市民病院
- ・ 宝塚市立病院
- ・ 市立川西病院
- ・ 兵庫中央病院
- 神 戸 ・ 神戸中央病院
- ・ 川崎病院
- ・ 神戸市立医療センター
 西市民病院
- ・ 神戸海星病院
- ・ 神戸労災病院
- ・ 済生会兵庫県病院
- ・ 新須磨病院
- ・ 神戸赤十字病院
- ・ 甲南医療センター
- 東播磨 ・ 明石医療センター
- ・ 明石市立市民病院
- ・ 高砂市民病院
- 北播磨 ・ 市立加西病院
- 播磨姫路 ・ 姫路中央病院
- ・ 姫路聖マリア病院
- 淡 路 ・
- 但 馬 ・ 公立八鹿病院
- 丹 波 ・

別表 2

がん診療連携拠点病院に準じる病院

- 阪 神 ・ 明和病院
- ・ 市立芦屋病院
- ・ 三田市民病院
- ・ 市立川西病院
- ・ 兵庫中央病院
- 神 戸 ・ 神戸中央病院
- ・ 川崎病院
- ・ 神戸市立医療センター
 西市民病院
- ・ 神戸海星病院
- ・ 神戸労災病院
- ・ 済生会兵庫県病院
- ・ 新須磨病院
- ・ 神戸赤十字病院
- ・ 甲南医療センター
- 東播磨 ・ 明石医療センター
- ・ 明石市立市民病院
- ・ 高砂市民病院
- 北播磨 ・ 市立加西病院
- 播磨姫路 ・ 姫路中央病院
- ・ 姫路聖マリア病院
- 淡 路 ・
- 但 馬 ・ 公立八鹿病院
- 丹 波 ・